

デジタル・イノベーションフィールド構築事業業務委託 企画提案書募集要領

この要領は、デジタル・イノベーションフィールド構築事業業務委託を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業目的

人口減少や新型コロナウイルス感染症など、社会生活や経済活動を取り巻く環境が大きく変化する中で本県産業の競争力を維持していくため、県内企業がICT企業と連携し、AIやIoT等のデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を図ることを目的とする。

2 事業内容

別紙「デジタル・イノベーションフィールド構築事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務実施上の注意点

- (1) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。事業の一部を再委託する場合は、県と事前に協議すること。
- (2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (3) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (4) 本事業を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を一名配置するとともに、事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅延なく報告するとともに、県と連携の上、速やかに解決を図ること。
- (6) 受託事業は、本事業の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- (7) 事業実施の打ち合わせを定期的に行い、打ち合わせた内容の議事録を速やかに県に提出すること。
- (8) 県等の他の事業との連携など、事業の実施に際しては柔軟に対応すること。

4 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県ホームページにて公示

6 募集期間

令和 3 年 4 月 13 日（火）から 4 月 30 日（金）まで

7 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 委託金額限度額
金 25,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 契約保証金
宮崎県財務規則第 101 条の 1 の規定に基づき契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
ただし、同規則第 101 条の 2 に該当する場合は全額を免除する。
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和 4 年 3 月 25 日（金）までとする。
- (5) 委託費の支払条件
精算払とする。
- (6) その他
企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

8 企画提案競技の方法

- (1) 参加申込み
企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙 1）を提出すること。
- ア 提出先 宮崎県商工観光労働部企業振興課
企業成長推進担当（担当：川野、湯淺）
- イ 提出期限 令和 3 年 4 月 23 日（金）午後 5 時必着
- ウ 提出方法
電子メール（アドレス：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp）
件名は、「デジタル・イノベーションフィールド構築事業 参加申込書」とすること。また、提出確認のため、送信後は電話にて到着の確認をすること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
①企画提案書	任意様式にて記載	A 4
②経費見積書	任意様式にて記載	A 4 縦 2 枚まで
③過去 3 年間の類似業務実績	任意様式にて記載	A 4 縦 3 枚まで
④添付資料	(ア) 提案者の概要がわかるもの (イ) 定款、寄付行為の写し (ウ) 直近 2 年の決算報告書 (エ) 誓約書 (別紙 2)	—

イ 記述する内容等

①企画提案書

- ・ A 4 サイズで任意様式とする。
- ・ ページ番号を各ページの下部中央に記載すること。
- ・ 本事業の実施内容、実施方法、年間スケジュール等を項目別にできる限り詳細に記載すること。
- ・ 本事業を実施するための組織体制をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる統括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。

②経費見積書

- ・ 積算額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・ 単位は円とすること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

③過去 3 年間の類似業務実績

- ・ これまでの類似業務実績について、実施内容、実施期間及び成果等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

④添付書類

- ・ (ア) 提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。
- ・ (イ) 定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・ (ウ) 直近 2 年の決算報告書、(エ) 誓約書 (別紙 2) を添付すること。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・ 企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。
- ・ 本事業に係る成果物は、県に帰属するものとする。

エ 提出部数

正本 1 部、副本 4 部とする。 ※副本は④添付書類不要

オ 提出期限 令和 3 年 4 月 3 0 日 (金) 午後 5 時必着

- ※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時まで。
- ※ 提案書に不備等があり、提出期限までに補正できない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。

カ 提出方法

持参、又は郵送 (配達証明に限る。)、若しくは信書便 (手渡ししたことが証明されるものに限る。) のいずれかとする。

キ 提出先 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館4階
宮崎県商工観光労働部企業振興課
企業成長推進担当（担当：川野、湯浅）

ク 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

ケ 問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部企業振興課 企業成長推進担当（担当：川野、湯浅）

TEL：0985-26-7114 FAX：0985-32-4457

E-mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

※ 本業務に関する質問等は、電子メールで令和3年4月21日（水）午後5時まで受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。
なお、質問への回答は、質問者あてに電子メールで回答するほか、4月22日（木）中に宮崎県ホームページに掲載する。

9 選定事業者数

1者

10 審査の実施

(1) 審査委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定する審査委員会を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、県が設置する審査委員会において審査を行い選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

審査委員会における審査は、提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※ プレゼンテーションは1者20分程度、説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

※ プレゼンテーションの日時等は、別途連絡する。

※ プレゼンテーションは現地若しくはオンラインにて実施する。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の審査の主なポイントは、以下のとおりとする。

① 全体構成

ア 本事業の趣旨を理解した上で、実効性のあるプログラム構成となっているか。

イ 実施するプログラムは、それぞれに工夫がなされ、事業効果が期待できる内容となっているか。

ウ プログラムの実施スケジュールは適切か。

② 効果的な事業の実施

ア 本事業に参加する県内企業を募集するにあたり、県内企業が本事業に対する具体的なイメージを想定しやすいよう、事業の活用例を提案するなど、募集方法の工夫に対するアイデアやアドバイスがあるか。

イ より多くのICT企業が応募しやすいよう、また、県内企業のニーズに沿った応募となるよう、どのように県内企業の課題やリソースを整理するか。

ウ ICT企業の公募にあたり、多くのICT企業から応募があるよう、募集方法の工夫等があるか。

エ ICT企業から提案のあった内容をビジネスプランとして仕上げるまでに、どのような支援を行うか。

③ 実施体制等の妥当性

ア 責任者の設置や担当者の配置など、事業の運営体制は適切か。

④ 実績

ア 過去に他の自治体から類似の事業を受託した実績があるか。

イ ある場合において、ICT企業からの応募やマッチングの件数が多いなど、成果のある取組となっているか。

ウ 自治体以外の民間企業でのマッチングにおいて、多くの実績を有するなど、本事業の実施や成果の創出につながるノウハウやネットワークを有しているか。

⑤ 費用対効果

ア 見積書の積算は適切か。また、経費の節減が図られているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和3年5月12日までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は宮崎県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

11 スケジュール

(1) 公告	令和3年4月13日(火)
(2) 質問受付期限	令和3年4月21日(水)午後5時まで
(3) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和3年4月23日(金)午後5時まで
(4) 企画提案書等の提出期限	令和3年4月30日(金)午後5時まで
(5) 審査(プレゼンテーション)	令和3年5月7日(金)
(6) 選定結果の通知	令和3年5月12日(水)まで
(7) 契約締結、委託業務開始	令和3年5月中旬
(8) 委託業務完了	令和4年3月25日

12 その他留意点等

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合は、企画提案者は失格になる場合がある。

- ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合。
- イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- ウ 企画提案者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。

宮崎県企業振興課企業成長推進担当 川野 行き
(kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp)

デジタル・イノベーションフィールド構築事業
業務委託企画提案競技 参加申込書

企 業 名	
代表者職氏名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
参 加 者	

※メールの件名は「デジタル・イノベーションフィールド構築事業 参加申込書」とすること。

※メール送信後、必ず電話にて到着の確認をお願いします。

(電話：0985-26-7114)

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

誓約書

私は、デジタル・イノベーションフィールド構築業業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。